

令和元年度第1回茅ヶ崎市成年後見制度利用促進研究会会議録

確認・検討事項	<p>(1) 第4期茅ヶ崎市地域福祉計画・第6次茅ヶ崎市地域福祉活動計画・第1期茅ヶ崎市成年後見制度利用促進基本計画策定の方向性について</p> <p>(2) 第1期茅ヶ崎市成年後見制度利用促進基本計画の策定について</p> <p>(3) 茅ヶ崎市における中核機関のあり方について</p> <p>(4) 成年後見制度利用に関するアンケート内容検討（関係団体調査）</p> <p>(5) 成年後見制度利用に関するアンケート項目検討（計画本体における調査）</p>
開催日	令和元年6月13日（木） 18:30～20:00
出席者氏名	<p>構成員 内嶋順一</p> <p>構成員 尾上美子</p> <p>構成員 小野田潤</p> <p>構成員 三谷智百合</p> <p>構成員 仁木淳</p> <p>構成員 柴田勝一</p> <p>構成員 横山洋一</p> <p>構成員 糸智仁</p> <p>構成員 大木教久</p> <p>（関係機関）</p> <p>茅ヶ崎市社会福祉協議会</p> <p>茅ヶ崎市高齢福祉介護課、障害福祉課</p>
会議資料	<p>資料1-1 第4期茅ヶ崎市地域福祉計画・第6次茅ヶ崎市地域福祉活動計画・第1期茅ヶ崎市成年後見制度利用促進基本計画策定の方向性について</p> <p>資料1-2 第4期茅ヶ崎市地域福祉計画・第6次茅ヶ崎市地域福祉活動計画・第1期茅ヶ崎市成年後見制度利用促進基本計画策定に係る推進スケジュール</p> <p>資料2 茅ヶ崎市における成年後見制度利用促進基本計画の内容について</p> <p>資料3 中核機関のイメージ（案）</p> <p>資料4-1・資料4-2 成年後見制度に関する実態把握調査票アンケート（案）</p> <p>資料4-3 成年後見制度に関する実態把握調査票アンケートにおける調査対象者一覧</p> <p>資料5 第3期茅ヶ崎地地域福祉計画・第6次茅ヶ崎地地域福祉活動計画中間評価におけるアンケート</p> <p>当日配布資料 成年後見支援センター2018年度事業報告</p> <p>当日配布資料 茅ヶ崎市成年後見制度利用促進に関する会議体の整理</p> <p>当日配布資料 茅ヶ崎市成年後見制度利用促進研究会設置要綱</p>
会議の公開・非公開	公開
非公開の理由	—
傍聴者数	1人

各議題に対する意見

○議題(1) 第4期茅ヶ崎市地域福祉計画・第6次茅ヶ崎市地域福祉活動計画・第1期茅ヶ崎市成年後見制度利用促進基本計画策定の方向性について(資料1-1~1-2)

- ・資料1-1、第4期茅ヶ崎市地域福祉計画・第6次茅ヶ崎市地域福祉活動計画・第1期茅ヶ崎市成年後見制度利用促進基本計画策定の方向性について、事務局より説明があった。
- ・資料1-2、第4期茅ヶ崎市地域福祉計画・第6次茅ヶ崎市地域福祉活動計画・第1期茅ヶ崎市成年後見制度利用促進基本計画策定に係る推進スケジュールについて、事務局より説明があった。

○福祉政策課 ただいまの説明について、ご質問、ご意見はいかがか。
→なし。

○議題(2) 第1期茅ヶ崎市成年後見制度利用促進基本計画の策定について(資料2)

○議題(3) 茅ヶ崎市における中核機関のあり方について(資料3)

- ・資料2、茅ヶ崎市における成年後見制度利用促進基本計画の内容について、事務局より説明があった。
- ・資料3、中核機関のイメージ(案)について、事務局より説明があった。

○福祉政策課 ご質問、ご意見はいかがか。

○横山氏 一つずつ基本計画の内容について、いろいろな意見をいただいているのではないかと思います。また、実際に社協も成年後見制度という部分も持っているが、法人そのものが地域福祉の推進の中でやっているため、資料でもあったが、地域での身近なところでの相談支援体制をつくっている中で、支え方と支えていく部分の体制は、地域の住民の方も含めて、市民の方、もしくはケアマネの方たちとつくっていく中で、特に判断能力不十分な方たちもいるところをアウトリーチの中で発見して、支えていくというのをつくっていくというのは、もともとの地域福祉計画や、地域福祉活動計画の理念にもつながっていくところであるので、そこで特に後見的な支援が必要というのをやっていく。そういった部分を一体の計画をやっていく中でできるといいのかと思う。その中でどの辺のところが目詰まりになっているかを、これからアンケートをとる中で確認しながら、強めていき、そういった方々を支えていける体制をつくっていくための道筋をつくるような計画をやっていけたらと考えている。

○福祉政策課 検討の段階だが、現実的に市と社協とSネットという既存の機能を合体する形で中核機関にするイメージで話を進めていこうと考えている。三谷さんにビジョンや抱負をお話いただければと思う。

○三谷 成年後見支援センターでは、いろいろな関係機関との連携をとっており、特に地域包括支援センターと福祉相談室からは、地域の中で成年後見につなげたほうがいいのではないかと、こちらに相談の電話がきて、実際に一緒に自宅を訪問して本人の様子を見たりしてきている。それを継続的に行い、今までは社協の掘り起こしの地域の中で困った方の相談があまりなく、つながりがなかったと感じている。地域包括支援センター、福祉相談室とは勉強会も年1回やってきて連携があったが、今後、市社協と連携しながら一緒に中核機関をつくっていくということで、市社協は地域の中で困り事を掘り出してくれると思うので、そこを連携して、さらに深めて、困っている方、成年後見につなげたほうがいい方に対しての支援を行っていきたい。

私たちは今でも親族後見人の方の支援は行っており、定期報告は6回目、毎年同じ時期に来る方というところでも、成年後見支援センターが茅ヶ崎市民の方に定着してきているのかと。知らない方もいらっしゃると思うが、ここを一回利用された方には定着してきているのではないかと。特に親族後見人になられた方は、申立てから始まり、それ以降の毎年の報告での困り事をこちらで相談しながら、特に障害

をお持ちのお子さんの親御さんで、ある程度年齢が上になってきている方の支援をしてほしいという声もあるので、それは継続的に行っていきたい。

専門職後見人にも、現在、関係機関がついており、協力しながら、最初の会議等も行っており、本人や親族から専門職後見人に対するご意見も相談の中で伺うことがあるので、その見える関係をつくっていきたいと思っている。

○福祉政策課 この前の勉強会のときにもお話しさせていただいたが、中核機関ができたから何でも中核機関というイメージではなく、包括、相談室、相談支援事業所等の現場の福祉担当などでいろいろな相談を受ける中である程度の整理やアセスメントがあって、中核機関と連携しながら進めていくというところでは、今年度、勉強会のほうでは、現場担当がある意味主役になって、専門士業の先生方と直接事例検討のようなことをさせていただいて、みなさんの世界観とか、どうやりとりをすればいいかというところも共有させていただこうと思っている。

資料3の3ページ目をご覧ください、上の四角囲いのところで、当面の間、中核機関が立ち上がってどうなるかという、ウエイトを占めるところは、周知啓発やチーム支援づくり、後見制度の利用促進。つまり、関係機関に出向いて、こういうお客さんが来たら、我々もこのようにするのでこのようにやってください、実際にこんな方がいたがどうしましょうかと、出向いて説明させていただくなど、コンサルティングというほどではないが、話を整理したり、しばらく関係機関もよくわからなくて、いろいろな電話をいただくなどもありながら、役割分担が共有されていくのかと。

実際に動いていく中で中核機関も入っていくと、チーム支援が既存の運用の中に入っていくのかなどイメージしている。実際にやってみないとわからない中の第1期の計画になるかと思っている。

○内嶋 今日は総論的なお話のイメージだと思うが、もともと茅ヶ崎市は中核機関が担う普及啓発や相談機能、事案化、事案の面談は取り組んでおり、加えてSネットもいるので、それをどう効率的に動かすかということになるのかと。例えば、参加させていただいている初期集中なども、まさに困難事案で緊急性のあるものばかりである。この中に成年後見制度をツールとして放り込まなければいけないケースもあるし、そうではないケースもあるという中で、私が参加していると、私が成年後見制度については一応プロであるので、「これは成年後見制度の利用も検討されてはいいかがか」という一言をエッセンスとして入れて、解決の円滑な促進に結びつけていくという対応をとっている。国の計画を見ると、中核機関をメインストリームにのせて、あれを全て主役のようにしてやるというイメージであるが、実際に、特に支援者の現場としては、いきなり成年後見制度ありきではなくて、困難事例がある中に成年後見制度の利用の種もまかされている可能性があるということを見つけて、利用ができるのであれば、先ほどから出ているように、例えば、Sネットが今までやってきたノウハウを注入して、円滑に話を進めていくというような方向性が一番いいのだろうと思うので、計画の持っていく方、中核機関が全部抱えるのではなく、むしろ機動力のある組織として存在したほうが、おそらく茅ヶ崎市の場合はいいのかと。かつ、既存の相談システムやチームづくりというのは、既存ベースにして応用やふくらましをしていく形で中核機関が求めているような機能に近づけていくというのがイメージ的に一番いいだろう。

そうすると、中核機関をつくったから、市民に向けて宣伝するというよりも、今までやったことの底上げや密度を濃くするなど、あるいは、私がずっとあちこちで提唱しているのが、もしこの手のことをやるなら、「地域の高齢者と障害者に向けた権利擁護」という看板を上げると、いろいろなことがドツと来るが、その中に成年後見制度も入っているし、ほかのものも入っているというような取り組みのほうで、市民の理解は上がるし、支援者もそのほうが助かると思う。成年後見制度だけ持ってこいと言われると、それはどうなのかよくわからないのが支援者であり、本人であり、市民であるので、そういうことをやるのではなくて、あくまでも仕分けは我々が中です。間口は広くしておいて、適切なツール

として成年後見制度を入れる場合もあるという程度にするのがいいだろうと思う。

そう考えると、今、つくられている計画もいいし、事務局の体制もいいと思う。一回つくって展開していく方向をどうするのかということを考えていくのが大事。特に関係部局との連携が必要になる。権利擁護というと広いので。例えば、障害と高齢の連携も必要であるし、それ以外の連携も必要であるし、生活援護とも連携していくので、そのあたりの連携がとれるか、とれないかが今後の課題になってくると思う。

○福祉政策課 その点では、モデルは茅ヶ崎の場合はあるが、茅ヶ崎市が保健所を持った流れから、保健所の保健予防課がモデルとかコンサルティングとしてはわかりやすい動きをしている。ただ、すごく手腕が問われ、忙しくなるかと思う。

福祉担当としてはイメージがわきやすいかと。仁木さん、いかがか。

○仁木 現場レベルにいますと、そこまでイメージはわきにくい。今、保健所とうまく対応できていないケースが1件ある。それが一番ネックになっているのではないかと思う。それとは別に、今、内嶋先生のお話もあわせてであるが、今、成年後見というのではなく、住民の講座の依頼が今の時期は結構来ている。その中で成年後見もできるというお話はさせていただくが、結局、住民からは、それは難しいからと拒否される。入り口を何で持っていくかということ、最近では、終活や年金の用途という中で成年後見というのは出てくる。だから、終活やエンディングノートなど間口が広い中での一つとして成年後見の必要性というのは理解ができると。制度として考えるのだったら成年後見だという形でいくのかと思う。「成年後見」というのでは興味がわきにくいので、そこら辺の間口としてエンディングノートなどを含めてということはあるのかと。

もう一つは、これも内嶋先生の話であるが、包括でも困難事例の相談事例、市長申立ては、結局、高齢福祉介護課に行くので、そこから中でどのようになっていくのかがこちらでもわかると、支援のどういうところに、どう相談したらいいのかというのが見えやすい。中核機関ができてから、どうしようとなってしまわないように、そこが見えると横の連携がとれる。

○福祉政策課 先生方からすると、中核機関や計画がつくられていく中で、こういうことができたらい、こうなったらやりやすいというのはあるか。

○桑 茅ヶ崎市は、今までいろいろな取り組みがあるので、あえてぐちゃぐちゃにする必要はなくて、内閣府が出しているイメージと市の中核機関のあり方は全く違うことでいいような気がする。何もなければあれに則ってやらないと全くわけがわからないが、茅ヶ崎の場合には、一番初めのイメージの広報、相談、利用促進、後見人支援は、今の状態でできる。この中で機能していないのは不正防止だけである。そうであれば、こうでなければいけないということよりは、事務局があって、緩やかなつながりの中で、全体がそこに絡み合っていく姿をつくったほうがいいような気がする。多分、内閣府の成年後見制度利用促進委員会でも、利用促進の姿は、成年後見を使わなければいけない人たちを発見して、その人たちをどうやって巻き込んでいくかである。どうしても成年後見を使ってねということではない。幾ら使ってねといっても使わない。そうではなくて、使わなければいけないのに使えていない人たちをどう巻き込むかというほうに力を入れていくほうが正しい気がする。本当に使うときは、切羽詰まってから、使わなければいけなくなったからという上である。それを中核機関や地域連携ネットワークでどう支援をしていくかのほうが重要だと思うので、広報宣伝のほうに注力してしまうのは違うと思った。

○福祉政策課 今後、コンサルが入って計画をつくっていくので、ここでお配りする資料もきれいになっていくと思うが、需要を考えるに当たってのデータも、コンサルの事業者はこういう角度で見たらというのが出てくると思うが、今、事務局で全く見えていないのが、どれだけのニーズがあるのだろう、どれくらいニーズが伸びていくんだろう、そもそもニーズの取り方は何だという点である。コンサルから

もアドバイスはいただくが、大木先生、何かいい情報をいただければと思う。

○大木 認知症の数が増えることは事実であるが、その中で成年後見を使う方がどう増えていくかというのは簡単には読めない。ただ、社会構造上、単身者が多い、介護力が老老介護で落ちているという問題を考えれば、増えるに決まっている。それを正しく発掘して後見につないでいくという作業を確実にできれば増えるであろう。実際、僕が市長申立てで最初に行ったのは、ケアマネからと言われて、そうだねという形で医療機関としてはやりだした。そこから始まって、流れとしてはすごく増えてきている。僕のところだけではなくて、各先生は後見制度の主治医意見書という診断書を書く先生が増えてはきているが、まだ限定的なので、数の広がりとしてはまだまだであるが、今後増えていくことは僕の症例でも読み取れる。また、後見につなげなければいけないとみんなが思えたケースは即入れるべきだと思うので、そういった意味では確実に後見人は増えるだろうと思うが、具体的にどのくらい増えるかはつかめない。

○福祉政策課 計画のイメージと同列で予算を決めなければいけないので、中核機関も人を何人つけるか、人件費をどうするかということもあるが、どちらにしろ、詳細はわからないという前提で概算になると思っている。次の計画を立てるとき、詳細を踏まえたものになると考える。

今日は、第1回で総論なので、このような形で進行したが、次回からは各テーマがあって、ここにご意見をくださいという形で進めさせていただこうと思う。

○議題(4) 成年後見制度利用に関するアンケート内容検討(関係団体調査)(資料4-1・資料4-2、資料4-3)

- ・資料4-1・資料4-2、成年後見制度に関する実態把握調査票アンケート(案)について、事務局より説明があった。
- ・資料4-3、成年後見制度に関する実態把握調査票アンケートにおける調査対象者一覧について、事務局より説明があった。

○福祉政策課 スケジュールに落とし込んでいなかったが、事業所向けアンケートは、今回は第1回目なので、アンケート項目検討や決定と書いてあるが、ここで、この場限りではないが、こちらで皆様のご意見をいただいて、7月から9月の第2回の研究会までには実施しているか、実施直前かになり、10月か12月の第3回には実施結果を集計して皆さんに共有したい。こちらはご意見をいただいて、今日急に出てきている話なので、持ち帰っていただいて、これはこうしたほうがという意見をいただければと思う。各事業所で実際に後見制度を使っているか否かと、後見制度を使っていなかったとしても、金銭管理の心配さや、事業所で見るとニーズや困り具合、実際に現場での対応のところを伺いたい。資料4-3であるとおりの、事業所向けのアンケートのご協力をお願いする事業所は、今のところ、こういった機関を想定している。我々が手作業でお配りし、手作業で集計するところもあり、たくさんのお配りするよりは、主たる機関にお配りする想定である。まず、この調査対象機関がこういうところも協力してもらったほうがよいというところがあればご意見をいただきたい。

○仁木 成年後見制度に対する利用の部分で言えば、基本的に認知症の方などで要介護1、2、3になるので、包括が担当していることはないはずである。居宅介護支援事業所に配ると、数が増えるので包括というふうになったのだろうが、これだと意図しているものは全く出てこないと思う。相談にはこちらの窓口で乗るが、実際に私たちが担当している要支援者が成年後見を利用している人は基本的にいない。潜在的なニーズとしても、私たちが潜在的ニーズと考えるのは、将来的なリスクとして潜在的ニーズになるだろうなというところでは、私たち包括でも把握ができるが、一番把握しているのはケアマネが、要介護1・2で必要だと考えているところが出てこない。逆に、最初の窓口でどういう相談を受けたの

かといった利用の部分であれば、包括で可能かなど。できれば居宅介護支援事業所に、アンケートをとるとするのは本筋。高齢福祉介護課はよく居宅にアンケートをとっているの、そこと連携すればよいのではないか。

○柴田 相談支援事業所連絡会からであるが、今、仁木さんが言われたように、この表を見ると、委託相談支援の障害のほうでは5事業所となっているが、昔、ここに入っていない事業所ではあるが、僕自身も成年後見の相談等は受けて、現に後見人さんと日ごろからやりとりをしている立場として、相談支援事業所連絡会も、今、13～14登録されているので、連絡会を通してアンケート調査するという、どこまでの数値を求めるかだとは思いますが、茅ヶ崎市として取り組みがなされるのであれば、ここは委託相談支援であるが、それ以外の相談支援所も活用されてもいいのかなと思う。現に、ここに書かれている以外の相談支援事業所の方も後見人と話をしたり、クライアントの方に後見が必要になってというお話を伺っていたりするの、そういう意味では、作業も大変だと思う。まず連絡会の中でアンケートをまいて、それから回収して、それを福祉政策課に挙げていくということであれば、少しは、手間はかからないのかと思う。

○横山 あんしんセンターをどう入れるかもある。市社協だとあんしんセンターと支援センターに送るという形になると思う。

○福祉政策課 項目についても意見をいただくと助かる。

皆様にご意見をいただくとしたら締め切り日はアンケートを10月ぐらいに上げたいと思っており、次回の会議は8月か9月ということもあるので、そこでご意見をいただいて、それらを参考に事務局で最終形を考える。であれば、次回までにご意見をいただく形でよいかと。

事業所に関してはほかにないか。→なし。

○議題(5) 成年後見制度利用に関するアンケート項目検討（計画本体における調査）（資料5）

・資料5、第4期茅ヶ崎市地域福祉計画・第6次茅ヶ崎市地域福祉活動計画策定におけるアンケートについて、事務局より説明があった。

○福祉政策課 こちらは、無作為抽出のアンケートである。幅広い年齢層に届くため、20代の人にも届く。ベースは地域福祉プランで、全ての住民が対象となる。若い人のご意見の聴取の視点も含めたアンケート項目としてご意見をいただきたい。

「後見制度を知っていますか」というストレートなものか、「権利擁護」という枠だったり、先ほどの仁木さんのお話のような、エンディングノートから考える心配など、そういうものがあるかと思う。

○三谷 市民に「権利擁護」という言葉はなじみがないと思う。

○福祉政策課 もし「権利擁護」でいくとしても、「権利擁護」をわかりやすく伝えるとしたら、どんな表現がよいか。高齢・障がいの支援者側は「権利擁護」で通じるかと思うが、他の機関で「権利擁護」というと、何かないところがある。テキストに落とすときにどう表現すればよいか。小野田先生いかがか。

○小野田 地域福祉計画のほうも委員として参加している中で、どこに位置づけるか、行動目標に位置づけるかという話があったときに、最後の「制度のはざ間の課題に取り組もう」というところがあり、アンケートの内容としては、幅広い世代のご本人に向けたアンケートではあるが、地域で暮らしている中で、地域の関わりの中から、お隣さんや知り合いなど、相談をどこに持っていったらということもあるかと思うが、それがまさに地域で困っている部分を拾い上げていけるケースがどのくらいあるかということも数字的につながるのではないかと思った。はざ間の問題と権利擁護がつながるかどうかわからないが、地域で困っている方をどのように地域の一員として関わっていけるかということに関心を寄

せてもらって、その先に権利擁護があり、成年後見制度の利用がある、というルートを考えていったらいいのかなと感じた。

もう一つは、成年後見制度を利用される方に対して、意思決定ができにくかったり、地域にいる方だと、意思が表示されていても、それがちょっとずれているなど、そういったことで地域の話題になったりすることもあるかと思うので、意思決定支援も利用促進と一体的に同時に詰められて、それも計画の中に盛り込む必要があるのかと思っている。これから利用されるという先ほどの仁木さんのお話の中で言う終活であったり、エンディングノートもそうであるが、現に意思決定が難しい方に対する支援という意味で言うと、そこも盛り込む必要があると感じた。

ただ、要介護の方で成年後見制度を利用されている方も増えてきて、ケアマネとして関わっている中でも、後見人がサービスする側の社会に入ってきたりと、徐々に広がってきているが、実際に要介護度の高い方たちが特養であったり、有料老人ホームのサ高住にいて、後見人がついている方もいれば、そうでない方もいる。最近気になるのが、そういった方々が常にサービスとしてケアが行き届いていたり、関係されている方の権利擁護や意思決定が緊急性のある成年後見の利用というよりも後に来てしまうことがある。そういうところを掘り起こしていくということであれば、施設の方や要介護重度の方も、今、ある程度サービスが整っている人たちに対しても掘り起こしてしまうと大変になってしまうかもしれないが、そういうことも念頭に置いたらいいのかと思う。

○**糸** アンケートの対象者が膨大になって大変であるが、先ほど課長が言ったように、今までの成年後見制度は、認知症の人と障がいがある人の把握が全然できないまま進んできているので、きちんと串刺しにしてアンケートをとらないと、結局、国の統計などを見ても、バラバラに出ているので、年度もバラバラなので、全然わからない。そういう意味では、もっと地域に根ざしたところであれば、認知症の人と障がいのある人、さらに言うと、将来像ということになれば、障がい児の人までを見ていかなければいけないと思う。そう考えていくと、地域に自立支援のクラスを持っている学校は結構ある。その中には、大人になったら成年後見の対応だという子たちがいる。でも、そこは多分把握しない。そういう意味では、そこもひっくるめて調査対象を考えていかないと、将来像が見えてこないという気がする。

○**内嶋** アンケートをとるのであれば、そもそも何が知りたいか。例えば、ずばり成年後見制度のことを知っているか知らないかと聞きたいければ、それはストレートに聞いていいと思う。知っている人は、その単語を観た瞬間に知っているとなるし、知らない人は、これは何だとなって、そこで落ちていくが、別に落ちてもいい。一体どういうデータをとりたいのか、そこで全部決まるのではないか。そこが決まらないと、例えば、成年後見制度について知っている人が何パーセントいるか知りたいが、皆さんアンケート項目を考えてくださいというふうに言っていたかかないと、こちらはアンケート項目を幾ら練ってくれと言われてもできない。そのスタンスを事務局のほうで固めていただく。先ほどの事務所向けのものは、フォーマットができ上がっているので、訪問先に「これで答える気になる？」と聞こうかと思っているが、もう一つの方は、データ収集目的を示していただいたほうがいいと思う。

○**福祉政策課長** 次回、たたき台を行政側がどういうことを知りたいかを出させていただいて、また皆さんにご意見を伺う形にさせていただきたい。そのときに、できれば個別計画にもどの程度設問として入れられるのかを調整をしながら考える。時期は、実施する時期が違ってくると、あちらはボリュームがあると思うので、その辺を調整した上で皆さんに情報提供をするようにしたい。

○**内嶋** 先ほど「権利擁護」の話で、確かに「権利擁護」という言葉は短くて使いやすいが、実際、我々も何か権利擁護で企画を立てるときに、権利擁護という言葉を使わないようにしている。例えば、最近やったテーマでは、「意思決定支援」というような形で具体化して言う。市民向けで「権利擁護」と言ったときには、これは僕の乏しい経験に基づくものであるが、市民の方とか支援者の方は、相談に乗せ

てくるときは、心配してドキドキしている。対人支援に関わっている状況で、ほとんど対象となる本人であるが、場合によっては本人を取り囲む家族だったりするが、その人たちを見ていると、心配だと。ドキドキすると。今はとにかく利用しているサービスや制度では、ほとんどうまくいっていない。「心配」というのは、自分の心配というよりも、この人たちを見ているとドキドキしてしまう。心配してしまう。「何とかしたい」というのが一番いい。「何とかしたい」というイメージがわくような人があなたの身近にいませんか。困っていて、何とかしてあげたい人を見かけた人たちのための相談窓口ですと言うと、支援者も市民もそういうケースを持っていますと言って、相談するという形に多分なる。おそらく皆さんが考えている茅ヶ崎の持っている窓口のイメージに近い。言葉を選ばないと気をつけないといけないが、素朴に、助けたい、心配だ、気にかかるという言葉 키워ドとして、それを心の中にしまい込むのでなくて、こっちに持ってきてもらえないかというようなことが「権利擁護」になるのではないかと思う。

他市では、そういうことに気がついたら何でもいいから持ってきてくださいという言い方をしたら、すごく支援者が気軽に持ってきてくれ、こんなにあるんだという感じ。それは、気づきが掘り起こしにつながっていくので、気づきの部分のキーワードをうまく使えばいい。それがまさに地域権利擁護になると思う。

○その他

○福祉政策課 本日の研究会の内容を参考に、7月24日の第1回委員会の資料を作成する。委員会では、計画の策定について審議する場となっている。成年後見利用促進基本計画については、本研究でいただいたご意見やご助言を参考にして、事務局で資料を作成し、推進委員会に諮りたい。なお、先ほどからお話があったが、推進委員会の委員として、本日御出席いただいている尾上先生、大木先生、小野田先生にご列席いただいているので、委員会でもご意見やご助言をいただければと思うので、よろしく願います。委員会の意見を踏まえ、8月から9月ごろになるかと思うが、第2回の研究会では具体的に落としとした計画の叩きや、アンケート内容をお示しできればと思うので、またご意見いただければと思う。年度内には事務局の方で計画の骨子を策定し、来年度には具体的に計画の中身を詰めていきたいと考えているので、たくさんのご意見をいただければと思う。よろしく願います。また、中核機関設置以降は、こちらの研究会は地域連携ネットワークにおける協議会機能を持つ会議体と位置づけることも検討しているので、今後ともご協力をよろしく願います。

○福祉政策課 これまで本日の確認・検討事項は一旦終了となるが、次回の研究会までにご意見をくださいなど、事務局よりメールか何かでご連絡させていただければと思う。

例えば、5年後に中核機関ができて、計画も立ち上がって、実働も何かしら回っていたときに、尾上先生としてはこんなことが変わってくれたらいいなとすると、何かあるか。

○尾上 アンケートの話で、後見制度のイメージはどういうイメージかというのを知りたい。最近、私のところに相談に来るのは、後見制度を利用したくない、第三者が関わるのは嫌だ、だから任意後見をやるという相談。あるいは、まず家族信託をやって後見制度を使わなくてもいいようにしておきたいという相談は結構ある。実際、今、後見制度利用促進だけど、先ほど桑先生が言ったように、本当は必要なのにやっていない層は掘り起こさなければいけないけれども、やらなくてもいい層というのも現状としてある。例えば、後見の申立ての理由として、預貯金の管理・解約、土地・不動産の処分、相続手続とあるが、相続手続も、遺言や信託でカバーすることによって、わざわざ遺産分割協議のために後見人を選ぶ必要はないケースもあるし、不動産の処分も信託など別な仕組みで後見制度を利用しなくてもできるし、預貯金に関しても、信託手続を使って代理人をつけて、その方が下ろせるという制度を各金融機

関でもやっているの、そのためだけに後見制度を使っているが、本来、家族がいて、管理できる人がいて、使わなくてもいい層が使っている。そのことでマンパワーが足りなくなってきたりすることもあるので、促進はいいが、後見制度を利用しなくても、こういう制度を使っておけば将来安心ですよという仕組みも一緒に広報していただければと思った。

5年後は、必要な人が、その人にとって最適な選択肢で制度の利用をできているようになればいいと思う。そのためには広報が必要で、何も知らずに過ぎてしまうと、後見しか選択肢がないという状況になってしまう。本当に必要な人に悪いイメージがついて、使いたくないというのを変えて、悪いイメージの部分はわかるが、実際に現場をやっている人は皆さん一生懸命やっているの、そういうところを広報して、本人はメリットを感じないので、通帳を取られてと、私も文句を言われているが、悪いイメージを払拭するような広報をしていただけたらと思った。

○福祉政策課 会議を終了する。

○閉会